

総社市雪舟生誕地公園条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年11月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第41号

総社市雪舟生誕地公園条例の施行期日を定める規則

総社市雪舟生誕地公園条例（令和元年総社市条例第42号）附則に規定する施行期日は、令和2年11月21日とする。